

一般社団法人日本民俗建築学会寄付規程

(寄付規程の目的と寄付内容)

- 1 本規程は、一般社団法人日本民俗建築学会(以下「本学会」)の事業目的を達成するために寄付金を募り、それを寄付の対象資金として活用するにあたって必要な事項を定めて財産の適正な管理を行うことを目的とする。なお、本規程における寄付とは寄付金及び寄付物件をさし、寄付者が本学会の活動を支援する目的で贈与や無償での供与を本学会に対して行うことをいう。

(寄付の対象)

- 2 寄付の対象は次によるものとし、これらへの寄付は一般会計(一般正味財産)に入れる。
 - ・周年記念に関する活用
 - ・学術文化の向上と普及発展並びに研究調査に関する活用
 - ・民俗建築の保存等に関する活用
 - ・災害支援や社会貢献に関する活用
 - ・学生論文奨励に関する若手研究者の育成活用
 - ・その他本学会の目的を達成するために必要な活用

(寄付の使途指定)

- 3 寄付者から本規程2項の「寄付の対象」以外の使途指定の寄付があったときは、指定にしたがって使用し、特定資産(指定正味財産)に入れる。

(寄付の受け入れ方法)

- 4 寄付金は、随時受け付けるとともに、毎年 of 年会費納入時に年会費払込書によって1口あたり1,000円の提供を募る。寄付物件や多額の寄付金の場合は、理事会において受諾の可否を決定する。なお、寄付受け入れの詳細は別途定める寄付取扱規程による。

(寄付の報告)

- 5 寄付の受け入れは、理事会に報告する。また、受け入れの内容は、学会誌に掲載する。

(寄付の税制上の優遇措置)

- 6 寄付者(法人)が本学会に寄付金を支出した場合は、所得控除を受けることができる。ただし、本学会は一般社団法人のため税額控除は受けられない。

(寄付の受け入れ制限)

- 7 次のいずれかに該当する場合は、寄付を受け入れることができない。
 - ・反社会的、政治・思想的な法人及び団体またはそれらと関係のある個人からの寄付
 - ・寄付者に対価として何らかの利益または便宜を供与する目的の寄付
 - ・本学会の収蔵容量をこえる寄付物件

(本規程の改定)

- 8 本規程の改定は、理事会の議を経て、代議員総会・会員総会の承認をもって行う。

(付則)

本規程は、2025年度の理事会の議及び代議員総会・会員総会での承認を経てから施行する。

2025年6月21日制定